

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（文部科学省）と合わせて、県教育委員会の対応方針を定め、令和2年4月1日から県立学校における教育活動を再開します。

## 1 感染防止のために

### (1) 学校関係者による配慮事項

- ① 換気の徹底
- ② 人が密集しないように配慮
- ③ 近距離での会話等を避ける

### (2) 幼児児童生徒への啓発

- ① 登校前に検温をしましょう
- ② 手洗い・咳エチケットを心がけましょう

## 2 教育活動の実施に当たって

### (1) 登下校時の感染防止

- ① 通学時の混雑回避（主に高等学校）や、教室の換気など始業前の環境整備のため、当面の間、授業を短縮することなどにより始業時間を遅らせるなどの対応を実施（児童生徒は、本や新聞を読むなど時間を有効活用）
- ② 消毒、換気など、スクールバスにおける感染防止対策を実施

### (2) 授業中の感染防止

- ① 教室等のこまめな換気を実施
- ② 近距離での会話等が必要な場面での咳エチケット徹底の指導

### (3) 部活動の実施

- ① 他校との練習試合及び合同練習並びに合宿、遠征、演奏会、展覧会等は、当面の間、中止又は延期
- ② 家庭と連携した健康観察等の実施

### (4) 学校行事の実施

- ① 入学式は、令和元年度卒業式と同様の対応（在校生は出席させない、来賓等には出席の自粛を求める、保護者の参加は、同居の家族に限る、時間の短縮、換気の徹底など）
- ② 始業式等は、放送等を利用し実施することを検討  
複数学級以上が集まる行事は、当面の間、中止又は延期
- ③ 6月までの修学旅行等については、延期を検討

### (5) 医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応

- ① 登校の判断にあたっては、主治医の意見を踏まえ、個別に判断する。
- ② 校外活動等について、共有の物品がある場所を避けるなど、細心の注意を払う。

## 3 幼児児童生徒又は教職員が感染した場合について

- (1) ① 感染に関する情報を教育委員会と共有  
② 学校単位での臨時休業を実施（1～2日）  
・学校施設の消毒等の実施、感染者の情報（学校内における活動の態様、接触者の多寡等）を保健所に報告、臨時休業の規模・期間について衛生部局と相談  
③ 状況に応じた臨時休業（全部または一部）の実施

### (2) 感染した幼児児童生徒は、治癒するまで出席停止

- (3) 長期に臨時休業となった場合は、家庭学習を課すなどの対応を行う。その際、通信の方法を用いることも検討する。